

2021年度貨物自動車運送事業安全性評価事業に係る 主な変更点及び特例措置(コロナ)について

I 主な変更点

1. 申請受付方法の変更

申請書類の提出は、原則、地方実施機関受付窓口への提出とします。
ただし、地理的条件等により郵送を希望する場合には、郵送による申請書類の提出を認めます。

窓口での申請書類の提出



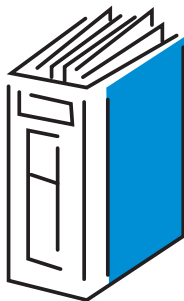
郵送での申請書類の提出 (地理的条件等により郵送を希望する場合)



7月12日(月) 地方実施機関へ必着

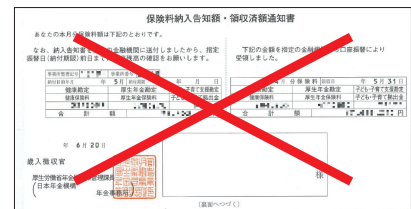
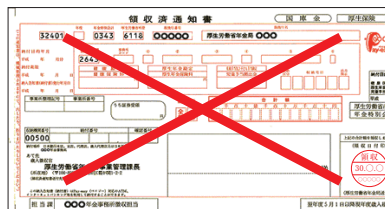
2. 厚生年金保険料の納付確認書類の提出廃止

申請時に提出いただいた「厚生年金保険料の納付状況が確認できる書類」について、今年から提出を不要とします。



提出書類

厚生年金保険料の納付状況が確認できる書類

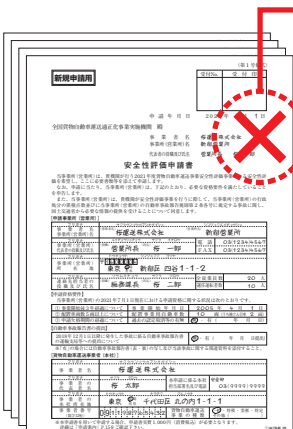


提出不要

3. 申請書類に係る押印の廃止

今年度から申請書類等、提出書類への押印を廃止します。

押印は必要ありません



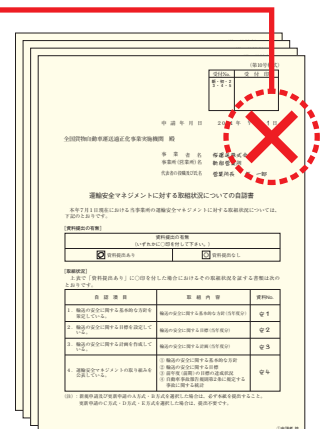
第1号様式(新規)



第6号様式(更新)



第2号様式(自認書)



第10号様式(自認書)

4. オンライン方式による研修会等の受講

評価項目「安全性に対する取組の積極性」の自認項目5「外部の研修機関・研修会へ運転者等を派遣している。」について、オンライン方式による研修会等を受講した場合は、通常の提出資料のほか、研修概要、感想等を記載したオンライン研修実施記録の提出により評価します。※申請案内 P38 参照



II 新型コロナウイルス感染防止に係る特例措置

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関（全日本トラック協会）では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、2021年度貨物自動車運送事業安全性評価事業「Gマーク制度」において、下記のとおり特例措置を講じます。

評価項目に係る特例措置

III 安全性に対する取組の積極性（配点 21 点）

新型コロナウイルス感染拡大の影響で実施できなかった取組について、下記の自認項目に限り、別に定める自認書で評価をいたします。

- 項目 2 事業所内で安全対策会議（安全に関する QC 活動を含む。）を定期的実施している。
安全対策会議について、感染拡大の影響がある期間に開催予定であった 1 回についてのみ自認書（別紙 1）で確認いたします。
- 項目 3 荷主企業、協力会社又は下請会社との安全対策会議を定期的実施している。
安全対策会議について、感染拡大の影響がある期間に開催予定であった 1 回についてのみ自認書（別紙 2）で確認いたします。
- 項目 5 外部の研修機関・研修会へ運転者等を派遣している。
外部機関の研修について、感染拡大の影響がある期間に開催予定であった研修会について自認書（別紙 3）で確認いたします。

申請受付について

申請書類の提出は、原則、地方実施機関受付窓口へ提出とします。

ただし、地理的条件等により郵送を希望する場合には、郵送による申請書類の提出を認めます。

<申請受付期間>

2021年7月1日（木）～同7月14日（水）〔土・日曜日は除く〕

※郵送受付の場合は、7月12日（月）必着とする。